

U・Iターン支援、求人・企業情報サイト「ジョブナビ豊岡」掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、豊岡市が運営するU・Iターン支援、求人・企業情報サイト「ジョブナビ豊岡」(以下「ジョブナビ豊岡」という。)への企業、採用及び求人等に関する情報(以下「情報」という。)の掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(掲載企業)

第2条 ジョブナビ豊岡に情報を掲載できる者は、次に掲げるすべてに該当する企業等とする。

- (1) 豊岡市内に事業所を有すること
- (2) 豊岡市広告掲載要綱(平成19年豊岡市告示第238号)第4条各号に掲げるいずれの業種にも該当しないこと
- (3) ジョブナビ豊岡への情報の掲載料を遅滞なく納付していること

(掲載料)

第3条 ジョブナビ豊岡への情報の掲載料は2万円とする。

- 2 前項の掲載料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(掲載の申込み等)

第4条 ジョブナビ豊岡への情報の掲載を希望する者は、別紙1「「ジョブナビ豊岡」ホームページ掲載申込書兼誓約書」を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申込みを受けたときは、第2条に規定する掲載企業の要件に該当するかどうかを確認し、掲載の可否を通知するものとする。
- 3 第1項の申込書内容の誤記載により、掲載者が被害を受けた場合には、市長はその損害を賠償する責任を負わないものとする。
- 4 掲載者は、情報掲載後、その責めに帰すべき理由により市または第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

(掲載者情報の変更)

第5条 掲載者は、事業所の名称、住所または電話番号に変更があった場合は、別紙2「「ジョブナビ豊岡」ホームページ掲載申込内容変更届出書」を市長に届出しなければならない。

- 2 前項の届出を行わなかったことにより、掲載者が被害を受けた場合には、市長はその損害を賠償する責任を負わないものとする。

(掲載期間)

第6条 掲載期間は、第4条第2項に定める通知の日から翌5月31日までとする。

- 2 掲載者は、掲載期間の終了後も引き続き情報の掲載を希望する場合は、市長が指定する日までに掲載料を納付することで掲載の申込みに代えることができる。

(掲載情報の削除)

第7条 市長は、次のいずれかに該当する場合は、掲載者の情報の掲載を停止し、削除



することができる。

- (1) 掲載者が第2条に規定する掲載企業の要件に該当しないことが判明した場合
- (2) 掲載者がジョブナビ豊岡への情報の掲載を取り下げを希望する場合
- (3) 市長が、当該掲載者の情報を掲載することが不適切であると認めた場合
(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要領は、平成23年10月7日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年3月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年1月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年6月1日から施行する。

別紙1 (第4条関係)

「ジョブナビ豊岡」
ホームページ掲載申込書兼誓約書

平成 年 月 日

事業所の名称	
代表者の職名・氏名	
本社所在地・連絡先	〒 ー 電話 () ー
本社所在地が市外の場合 市内事業所・支店等の住所	〒 ー 電話 () ー
主な業務内容	(業種) / (主な業務内容)
ジョブナビ豊岡HP ご担当者	(所属) (お名前) (メールアドレス)

掲載に関する誓約

ジョブナビ豊岡への掲載に関し、次の事項を誓約します。

- 市税の滞納がありません。または、市との協議に基づき、計画的に滞納分を納税しています。
- 掲載料については期限内に納付します。
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に該当する業務をしていません。
- 貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業をしていません。
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他反社会的団体又はそれらの構成員との関与がありません。
- 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続または会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続中ではありません。
- 公害など社会的な問題を起こしていません。
- 業務に関する違法行為がありません。
- 上記の内容を確認するために豊岡市から書類等の提出を求められたときは、それに応じます。
- 上記の内容が事実と反する場合、情報が削除されることを承諾します。

平成 年 月 日

豊岡市長 中 貝 宗 治 様

所在地 _____

名 称 _____

代表者 _____ (印)



別紙2（第5条関係）

「ジョブナビ豊岡」ホームページ掲載
申 込 内 容 変 更 届 出 書

平成 年 月 日

「ジョブナビ豊岡」ホームページに掲載する内容を、下記のとおり変更いたします。

〔変更前〕

事業所の名称	
事業所所在地	〒 ー
事業所電話番号	

〔変更後〕※変更する項目の□にチェックを入れ、変更後の内容をご記入ください。

<input type="checkbox"/> 事業所の名称	
<input type="checkbox"/> 事業所所在地	〒 ー
<input type="checkbox"/> 事業所電話番号	

システム変更完了時にお知らせしますので、
ご担当者の連絡先をご記入ください。

担当者氏名 _____

連絡先電話番号 _____

(参考)

豊岡市広告掲載要綱（抜粋）

平成19年12月13日豊岡市告示第238号

（広告掲載の基準）

第3条 広告掲載する広告は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 公正かつ真実であるもの
- (2) 広告の受け手に不利益を与えることのないもの
- (3) 児童及び青少年に与える影響を考慮したもの
- (4) 品位を保ち、健全な風俗習慣を尊重したもの
- (5) 市民生活に関連したもの
- (6) 市の事務又は事業に支障を及ぼさないもの
- (7) 広告媒体の本来の用途又は目的を妨げない範囲内で行うもの

2 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告掲載しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 政治性又は宗教性のあるもの
- (5) 社会問題に関する特定の主義又は主張に当たるもの
- (6) 個人又は法人の名刺広告であるもの
- (7) 良好な景観の形成又は風致の維持等を害するおそれのあるもの
- (8) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれのあるもの

3 前2項に掲げるもののほか広告掲載に関する基準は、別に定める。

（規制業種、事業者等）

第4条 次の各号のいずれかに該当する業種、事業者等の広告は、掲載しないものとする。広告の掲載中において、これらの業種、事業者等に該当するに至った場合も同様とする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に該当するもの
- (2) 貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続又は会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続中の事業者
- (4) 社会問題を起こしている業種、事業者等
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他反社会的団体又はそれらの構成員が関与すると認められるもの
- (6) 市税等の滞納がある事業者

